



ISO12812(モバイル金融サービス) の検討状況について

ISO/TC68国内委員会事務局
2014年10月7日(火)

1



目次

1. TC68について
2. ISO 12812の概要
3. これまでの経緯
4. 日本の主張
5. モバイル金融の定義
6. 今後のスケジュール

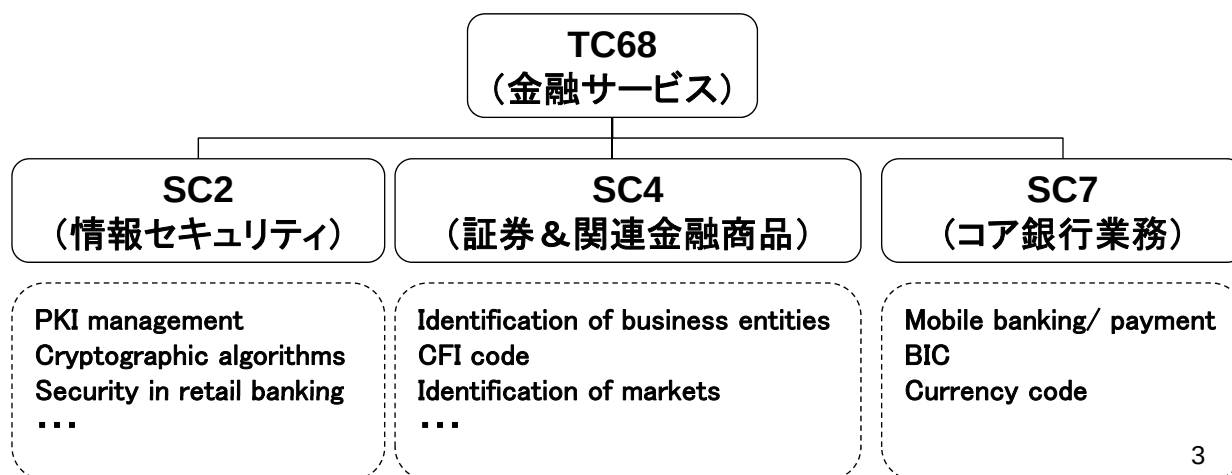
2

1. TC68について



■ TC68について

- ・「金融サービス」に関する技術等の国際標準化を行う専門委員会
- ・ 国内では、JISC(日本工業標準調査会)からの委任を受けて、日本銀行 金融研究所 制度基盤研究課 情報技術標準化グループがTC68の国内審議団体の事務局を担当している。



2. ISO 12812の概要(1)



■ ISO 12812とは

- ・ モバイル金融サービスに関する国際規格
- ・ TC68のコア銀行業務に係る分科委員会(SC7)のワーキンググループ(WG10)で、策定に向けて検討中

■ ISO 12812の目的

- ・ モバイル金融サービスの相互運用性(Interoperability)をグローバルに促進する。
- ・ 技術的コンポーネント、インターフェース、またMNO(Mobile Network Operator)やTSM(Trusted Services Manager)による役割を定義する。
- ・ モバイル金融サービスが基準にすべき既存の規格、また、そのギャップを特定する。

2. ISO 12812の概要(2)



■ ISO 12812がモバイル金融サービスに与える影響

- ・ モバイル金融サービスを構築する異なるコンポーネント、機能間での相互運用性(Interoperability)を推進する。
- ・ 消費者や企業がサービスを信頼し、モバイル金融サービスの提供者がリスクを管理できる安全な環境を構築する。
- ・ 公正な契約、料金の透明性、紛争解決等、消費者保護を促進する。
- ・ 消費者がデバイス、サービスの提供者を選択できるようにする。また、同じデバイスで複数のモバイル金融サービス提供者のサービスを利用できるようにする。
- ・ モバイル金融サービスを他のデバイスでも利用可能とする(portability)。
- ・ 継続的なサービス改善や容易なインターフェース利用を推進する。

5

2. ISO 12812の概要(3)



■ ISO 12812の構成

パート	名称
Part1	・ General Framework
Part2	・ Security and data protection for Mobile Financial Services
Part3	・ Financial Application Management
Part4	・ Mobile Payments to Person
Part5	・ Mobile Payments to Business

* 昨年時点では、Part6として「General Mobile Banking Operations」があったが、必要な部分のみを各partで吸収する形で再編集された。

3. これまでの経緯



- 昨年4～7月にCD投票を実施。相当数のコメントが寄せられ、大幅な修正が必要な状況となった。
- 修正後のドラフトについて、今年7月に各partの2ndCD投票を実施。
 - ⇒ 2/3以上の賛成で可決されたものの、反対票が1/4以上に上ったほか、再び相当数のコメントが提出された。
 - 投票結果を踏まえ、ドラフトの扱い(国際規格<IS>にするか、技術仕様書<TS>等とするか)について、WGは、10月半ばまでにSC7に対して勧告を行うこととされている。
- これらのコメントを踏まえた修正ドラフトをもとに、9月3日～5日にシカゴで開催された会合で議論。
 - 日本は会合には不参加。ただし、事前に書面でコメントを送付。

7

4. 日本の主張



- これまでに、日本からは主に以下の主張を行ってきた。
- モバイル金融は変化が激しく、現時点で規格策定は困難であり、望ましくないため、国際規格ではなく、技術報告書(Technical Report <TR>)または技術仕様書(Technical Specification)とすべき。
 - 従来より、ドラフトのクウォリティの低さは指摘されており、国際規格としての有効性に疑問の声も多い。
- Inter-operabilityの確保を目的とすべき
 - ⇒ 文書に取り込まれたものの、「どのように確保するか」という具体策には踏み込んでいない。
- 日本をはじめとするアジアにおいて利用が広まっているカード型電子マネーについての記述も含めるべき。
 - ⇒ シカゴ会合に先立ち、日本の実情を説明するテレコンを開催。WGメンバーの理解は深まったが・・・。

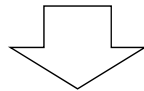
8

5. 「モバイル金融」の定義

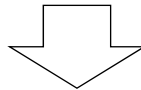


■ 現状のドラフトにおいて「モバイル金融」は以下のように定義されている。

- ✓ mobile financial service (MFS) : a **mobile payment** and other mobile banking service
- ✓ mobile payment: a payment involving a **mobile device** and using a payment instrument and associated infrastructures
- ✓ mobile device: a personal device **with mobile communication capabilities** i.e. able to be connected to mobile network such as SMS, mobile internet, Wi-Fi



(モバイルネットワークの利用如何に関わらず) モバイルネットワークに接続可能なデバイスを使った決済サービスのみが対象



カード型電子マネーは対象外。全く同じ機能がスマートフォンに搭載されていれば対象。

9

6. 今後のスケジュール



■ シカゴ会合では、WGとして以下の方針を決定

- ・ ~10/15日: IS、TSのどちらとするかについてWGメンバーのコメントを募集。
- ・ 11/21日: SC7事務局にドラフトの最終案を提出。
—— IS化を目指す場合、その後DIS投票が開始される予定。なお、DIS投票で否決された場合、WGとしてはTSとする方針。

■ このドラフトが国際規格 (IS) となるかは不透明。もっとも、このドラフトを国際規格にすることとは別に、モバイル金融サービスに関する議論は各所で行われている。

- Focus Group on Digital Financial Services proposed by ITU
- European Multi-Stakeholder Platform on ICT Standardisation



本日は、ありがとうございました。

ご意見等がございましたら、以下の先にご連絡頂ければ幸いです。

ISO/TC68国内委員会事務局(日本銀行金融研究所)

E-mail : iso-tc68@boj.or.jp